

所得税及び復興特別所得税(※)の申告は自分で作成してお早めに!

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日(火)から3月15日(火)までです。

申告期限近くになると、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書は自分で作成して、できるだけお早めの提出をお願いします。

※平成25年分から平成49年分までの各年分については、復興特別所得税(原則として、各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

申告書を作成するときは

申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁HPからダウンロードできます。また、国税庁HPの「申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税及び復興特別所得税の確定申告書などを作成できます。作成したデータは、e-Taxを利用して提出することができるほか、印刷した「書面」により提出することもできます。

税務署閉庁日の提出方法

閉庁日(土・日曜日・祝日等)は税務署での相談・受付は行っていませんが、申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

納期限は3月15日(火)

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。忘れずに、お近くの金融機関(銀行、郵便局)または

税務署窓口で納付をお願いします。

所得税の納税は、「振替納税」が便利です

振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を3月15日(火)までに提出いただくだけで、指定の預貯金口座から振替納付日に自動的に納税が行え、金融機関等に向く必要もなく、うっかり納期限を忘れることもない、大変便利で確実な納付方法です。

振替納税利用者の振替納付日は4月20日(水)

振替納付日に指定口座の残高が不足していると、振替納付ができなくなりしますので事前にご確認ください。

※預貯金口座は本人名義のものに限ります。

確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い所得金額と税額を正しく計算して申告する「申告納税制度」を採用しています。確定申告しなければならぬのに期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると納税額のほかに加算税や延滞税が賦課される場合がありますので、ご注意ください。



個人白色申告の方は、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

これまで個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方は、記帳と帳簿書類の保存が必要とされていました。

平成26年1月から、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方が対象となりました。

(所得税申告の必要がない方を含みます。)
保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁HPをご覧ください。

国税庁HP(「国税庁」で検索!)

東日本大震災義援金

東日本大震災義援金へ多くの温かいご支援をお寄せいただきありがとうございます。

●1月25日現在

52,031,333円

お預かりした義援金は、日本赤十字社埼玉県支部へ送金し、義援金配分委員会を通じて全額被災された方々のもとへ届けられます。義援金をお寄せいただきました個人・団体の皆さんに、心から御礼申し上げます。

※義援金の受付期間は平成28年3月31日まで延長されました。

☎社会福祉課 ☎25-5204

ご寄附ありがとうございました

次の方々から、寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご紹介します。(平成27年11-12月)

社会福祉のために

▶11月17日、第19回著名郷土画家秀作展・第7回チャリティー新進画家展様(西富男代表)から、車椅子5台

▶11月25日、クボパレエアカデミー様から、10,000円

星の子教室運営事業のために

▶12月4日、秩父歌謡愛好会様から、30,000円

荒川図書館の図書購入のために

▶12月24日、奥野雅己様から、10,000円